

し　　みん　　ひら  
市民に開かれた

おお　　た　　わら　　し　　ぎ　　かい  
大田原市議会



おお　　た　　わら　　し　　ぎ　　かい　　じ　　む　　きょく  
大田原市議会事務局

しょうざいち　　とちぎけんおおたわらしほんちよう  
【所在地】 〒324-8641 栃木県大田原市本町 1-4-1

☎ 0287-23-8714    ☎ 0287-23-8297

✉ gikai@city.ohtawara.tochigi.jp

## 市議会ってなあに？

わたしたちの大田原市を「住んでよかった」、「住みたい」と思えるまちづくりをするために、大田原市に住んでいる人の中から代表者（議員）を選んで、市民の暮らしを良くするために、市民の代表者（議員）と市長が話し合いをしながら決めるところです。



市長

市民の  
だいひょうしゃ  
代表者



議員

## 議員は何人いるの？

大田原市の議員の人数は、**21人**と市の決まり（条例）でなっています。



## 話し合いはどのようにしているの？

議員が全員あつまって話し合いをするを**本会議**といいます。  
議員がいくつかのグループに何人かに分かれてくわしく話し合いをするを**委員会**といいます。

## 議員はどうやって選ぶの？

18歳～

とうひょう  
投票



りっこうほ  
立候補

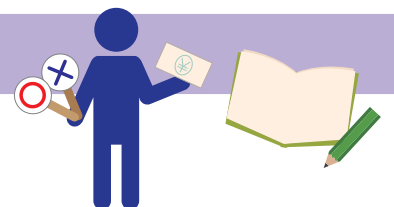
25歳～

議員は4年ごとに選挙で選ばれます。議員になりたい人（立候補者）は、**25歳**からなれます。  
議員を選挙で選ぶことができる人は、**18歳以上**で大田原市に住んでいる人が投票することができます。

## 大田原市議会の仕事

市議会では、主に次のような仕事をしています。

- 1 市の決まり（条例）を決めます。
- 2 市の仕事をするために、お金をどのように使うか（予算）決めます。また、そのお金が正しく使われたかどうか（決算）を確認します。
- 3 市の仕事が市民のために正しく行われているかどうかを調べます。
- 4 国や県に対して、直して欲しいところや新しく取り組んで欲しいという意見を出します。
- 5 大切な役職につく人（副市長、教育長など）を決めるときに議会の同意（賛成、反対）が必要です。



## 市民からのお願い

私たち市民が、市の仕事で直して欲しいところや新しく取り組んで欲しいところがあるときは、市議会にお願ひすることができます。これを**請願・陳情**といいます。

議員は、請願・陳情を出した市民から直接話を聞いたり、議員同士で話し合いをして、この請願・陳情について認めるかどうかを決めます。認められたもの（採択）は、市の仕事にいかされたり、国や県にこうして欲しいという意見書を議会が出します。

請願は、日本国憲法第16条に定められています。

陳情は、法律で決まっているものではありません。



# 1 議長席

議会の話し合いがスムーズに行えるように、司会進行を行います。議長席は、議場の様子がよく見えるように高くなっています。議長は、議員の中から選挙によって選ばれ、議会を代表します。

よく見えるよ！

## 7 議会事務局

## 2 執行部席

## 1 議長

## 6 演壇

## 5 質問者席

## 2 執行部席

## 3 議員席

## 4 傍聴席

## 2 執行部席

議員との話し合いの中で、説明をしたり、質問に答えたりするため、市長や市の職員がここに座ります。

## 3 議員席

執行部と話し合いのため、議員がここに座り、質問や意見を言ったりするため、議員がここに座ります。

## 4 傍聴席

議員と執行部の話し合いの様子を見たり聞いたりするところです。座席は60席あり、早い順に座れます。また、誰でも傍聴することができます。

## 5 質問者席

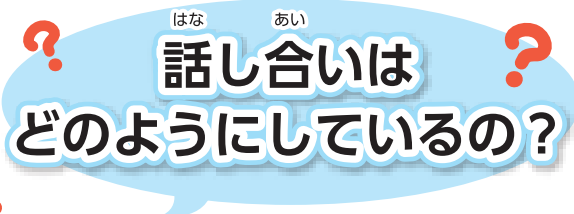
議員が、代表質問や一般質問をするときに使います。

## 6 演壇

執行部が議員の質問に答えたり、議案の説明をします。また、議員は意見を言ったり、委員会の報告をしたりします。

## 7 議会事務局

議会の仕事をする職員です。議長の隣りは、事務局長が座り、議長の進行の補佐をします。



議会(ぎ かい)は毎年(まい とし)4回(かい) (3月(がつ)、6月(がつ)、9月(がつ)、12月(がつ)) 話し合い(はな あい)のためにきまって行われる会議(かいぎ)を定例会(てい れい かい)とい  
います。また、緊急(きん ぎょ)のため急い(いそ)で話し合い(はな あい)をするために行われる会議(かいぎ)を臨時会(りん じ かい)といい、定例会(てい れい かい)と  
臨時会(りん じ かい)の2種類(しゅるい)の会議(かいぎ)があります。

## 定例会の進め方



議場(ぎ じょう)に全員(ぜん いん)が集まって会議(かいぎ)を行うこと

**開会** 定例会(話し合い)を始めます。

**議案の説明** 市民(し みん)のくらしを良くするため、議案(ぎ あん) (提案(てい あん))の説明(せつめい)を市長(し ちょう)が市議会(し ぎ かい)に説明(せつめい)します。

**議案の質疑** 市長(し ちょう)が説明(せつめい)した議案(ぎ あん)について、より理解(り かい)するため、わからないこと(しつ ぎ)を質疑(ぎ ぎ) (わからないことを聞く)します。

**答弁** 市長(し ちょう)は議員(ぎ いん)に聞かれたこと(き)をわかりやすく答弁(とう べん) (答えて説明(せつめい)する)します。

**委員会付託** 議案(ぎ あん)をよりくわしく話し合い(はな あい)をするため、3つの委員会(い いん かい)に議案(ぎ あん)をわけて付託(ふ たく) (あずける)します。それぞれの委員会(い いん かい)では、執行部(しゅう ぎょう ぶ)に出席(しゅっせき)をしてもらい、より詳しく話し合い(はな あい)を行います。

本会議

常任委員会

**審査** それぞれの委員会(い いん かい)は、付託(ふ たく)された議案(ぎ あん)や請願書(せい がん しょ)等をより詳しく調べるため、執行部(しゅう ぎょう ぶ)に出席(しゅっせき)をしてもらい、議員(ぎ いん)間でよく話し合い(はな あい)を行い、委員会(い いん かい)としての結論(けつろん)を出します。

**委員長報告** 委員会(い いん かい)で話し合った内容(はな)を委員長(あ)が報告(ほう ぐ)します。

**質疑** 委員長報告(い いん ちよう ほう ぐ)の内容(はな)について、委員長(あ)に質疑(ぎ ぎ)します。

**議案の討論** この議案(ぎ あん)に賛成(さん せい)か、または反対(はん たい)かの自分の思い(おも)をみんなにつたえ、自分の思い(おも)と反対(はん たい)の議員(ぎ いん)を自分の考え(かんが)と同じになるようにわからせるため思い(おも)をつたえる。

**採決** この議案(ぎ あん)に賛成(さん せい)か、反対(はん たい)かを表明(ひょうめい) (意思決定(い し けつてい)) します。(議決(ぎ けつ)といいます)

**閉会** 定例会(てい れい かい)を閉め、終わりにします。

本会議



常任委員会は、市民のくらしを良くするため市の仕事を3つの常任委員会にわけ、市の事務についての調査、議案、請願等について話し合いを行います。また、議会運営委員会はスムーズな議会の運営をするため、定例会の日程や議会のきまりを決めます。このほかに、特別なことがあるときは、議会の議決で特別委員会をおくことができます。

### 総務常任委員会



市の総合企画、情報政策、防災、消防、防犯、交通安全、財政、財産、契約、検査及び市税などについて。

### 建設産業常任委員会



農業全般、林業、土地改良、地籍調査、商工業、観光、文化振興、文化財、道路の新設、道路の改良、道路の管理、河川の管理、都市計画、建築、市営住宅、都市整備及び開発、下水道及び水道事業などについて。

### 民生文教常任委員会



保健衛生、社会福祉、児童福祉、高齢対策、国民健康保険、介護保険、住民情報管理、環境衛生、消費者保護、学校教育、社会教育、学校施設の管理、生涯学習、公民館の管理運営、スポーツ活動の促進、スポーツ施設の管理、図書館などについて。



### 議会運営委員会

議会の運営、議会の委員会条例、会議規則等の見直し、議長の諮問等について。

### 特別委員会



市や市民に関わる特に重要な問題や複数の常任委員会にまたがるような問題は、より詳しく調査、研究して、話し合いを行うため特別委員会が設置されます。

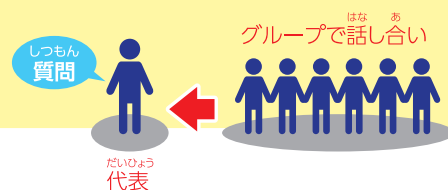
予算審査特別委員会は、市の仕事をするために、市に入ってくるお金と出ていくお金をどのように使うか決めます(議決)。

また、決算審査特別委員会は、市の仕事をするために、入ってくるお金や出ていくお金が正しく使われたかどうか認定するため、毎年開催されます。



市議会では、議案の議決や請願等の審査のほかに市の仕事について議員一人ひとりが市長に聞いたり提案することを質問といいます。質問は、会派（議会の同じ考えを持った議員で結成されたグループ）を代表して行う**代表質問**と議員個人個人が質問する**一般質問**があります。

## ▶ 代表質問



代表質問は、新年度の予算議案や市の全般的な問題に対して、会派を代表して定例会で行います。代表質問は、市の話題となっていることについて聞くため、一般質問で同じ内容を何人かの議員が重複して質問をすることがされます。

## ▶ 一般質問



市の一般事務について、事務の執行状況や将来の方針について、議員が定例会で行います。また、一般質問は、市民のみずかな問題が多いのが特徴です。なお、国や県の事務についてはすることができません。

## 「市民5分間演説」について



市議会では、市内に住んでいるか、お仕事をしているか、または通学している方が、議案に対する賛成・反対や市の一般事務について、自分の意見を自由に発言することができる「市民5分間演説」を実施しています。

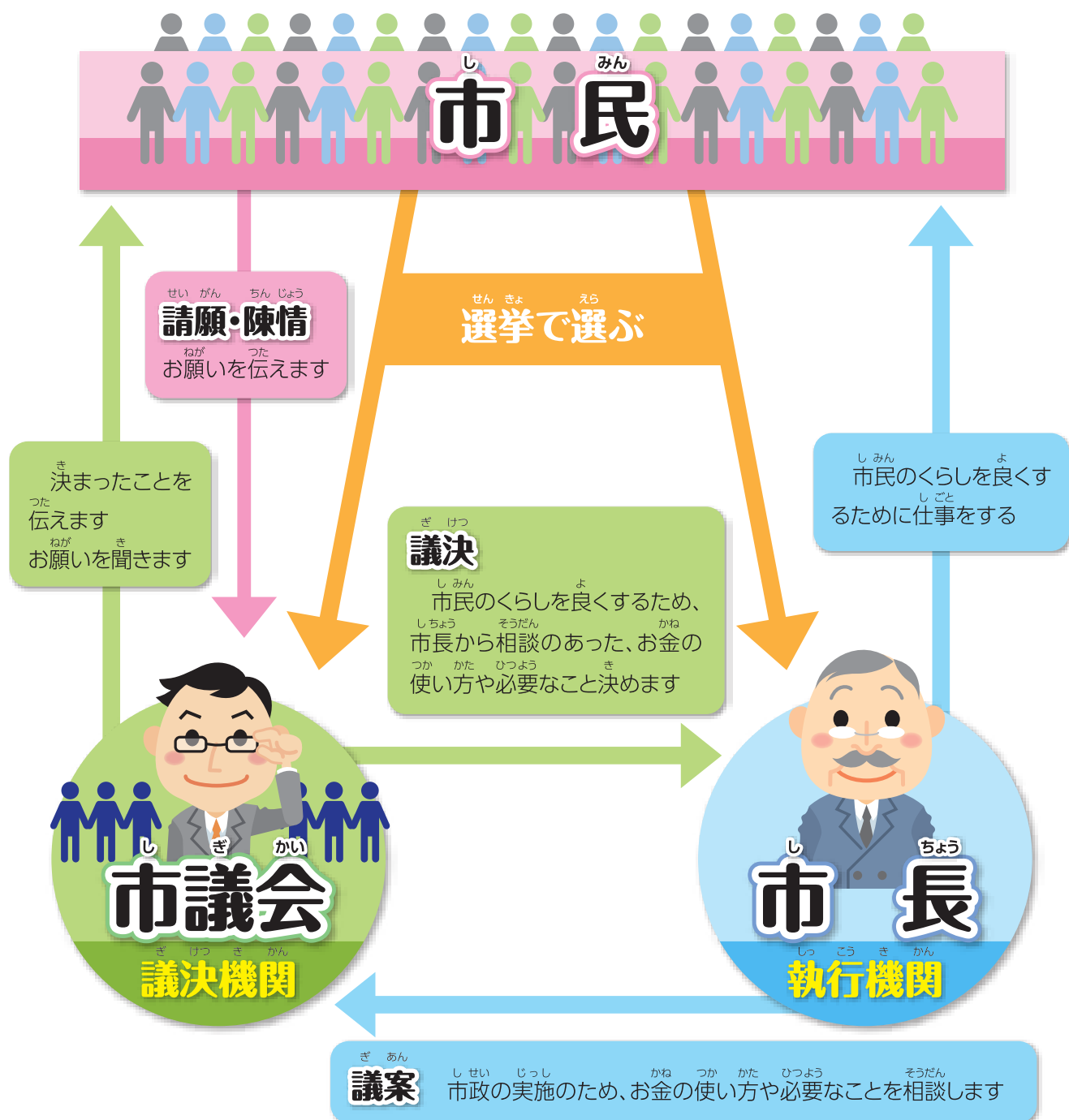


# 市議会、市長及び市民との関係



市議会は、いろいろな課題について、大田原市がどのように取り組んでいくのかなどの  
意思を決定します。これを**議決機関**といいます。

市長は、市民のくらしを良くするため、市議会に相談し、市議会で決定されたことに基  
いて仕事します。これを**執行機関**といいます。



# 市議会を見に行くには？



本会議や委員会は、どなたでも見たり聞いたりすることができます。



## 議場議員席

議員席は21席あり、質問者席が別にあります。



## 執行部席

執行部席は事務局席を除いて24席あります。



## 受付

8階で傍聴受付簿に必要な事項を記入してから、傍聴席に入ります。



## 傍聴席

傍聴席は60席あります。



## 委員会 (委員会室1)

委員会の傍聴は最大5席ですが、委員長の判断により傍聴席を増やすことがあります。



## 全員協議会室 (委員会室2・3)

全員協議会のときは広く、委員会のときは2つに分けて使うことができます。

## お問い合わせ先

【所在地】 〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1

TEL 0287-23-8714 FAX 0287-23-8297

Mail ▶ gikai@city.ohatawara.tochigi.jp

ホームページ ▶ <https://www.city.ohatawara.tochigi.jp/gikai/>

小・中学校の  
社会科見学も  
対応いたしますので、  
お問い合わせください。



大田原市議会

検索